

市町村運営有償運送（交通空白輸送）の 登録期間満了に伴う更新及び路線再編による変更申請の承認について

【1 市町村運営有償運送の概要】

バスやタクシー事業者から十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合、公共の福祉を確保する観点から、市町村が運営する有償運送やNPO法人等による有償運送が可能となる「自家用有償旅客運送」の登録制度があります。

このうち「市町村が運営する有償運送」は「交通空白輸送」と「市町村福祉輸送」とに分類され（道路運送法施行規則第49条第1号）、このうち交通空白輸送においては、現在鳳来地区4路線、作手地区2路線、計6路線で有償運送を行い、交通空白地帯の住民の運送を担っています。

令和2年9月30日で登録期間が満了しますが、引き続き市町村運営有償運送を行い住民のニーズに応えるため、今回更新申請及び路線再編による変更申請の承認をお願いするものです。

なお、変更申請及び新設申請路線の資料については先に協議したのものとして本協議資料からは割愛させていただきます。

【現行の登録から変更せず更新をする路線】

- ・ Sバス守義線

【現行の登録から軽微な変更をする路線】

- ・ Sバス長篠山吉田線 ・ Sバス秋葉七滝線
（バス停名の変更） 本長篠バスターミナル → 本長篠駅前

【変更申請をする路線】

- ・ Sバス布里田峯線 ・ Sバス塩瀬線
- ・ Sバスつくであしがる線（デマンド型区域運行）

【新設をする路線】

- ・ Sバス湯谷温泉もつくる新城線

交通空白輸送	市町村内の過疎地域や一部の都市地域などの交通空白地帯において、市町村自らが当該市町村内の住民の輸送を行うもの。
市町村福祉輸送	当該市町村の住民のうち、身体障害者、要介護者等であって、市町村に会員登録を行った者に対して、市町村自らが原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの。

【2 市町村運営有償運送の必要性】

前述のとおり、市では鳳来地区及び作手地区で市町村有償運送を行っていますが、いずれの路線でも沿線住民の高齢化率は高く、自家用車を持たない高齢者の移動手段として重要な役割を担っていると同時に、小・中学生の通学の足としても利用されています。

交通空白地帯で生活する市民が、地域で安心して生活できる環境を維持するためにも、交通空白地帯における市町村運営有償路線の必要性は非常に高いものとなっています。